

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（第 2 回会議）
開 催 日 時	平成 2 6 年 1 0 月 1 日（水）午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分
開 催 場 所	市役所 5 階 5 0 2 会議室
出 席 者 の 氏 名	山中 利美、渡邊 美恵子、福田 春美、野嶋 栄一郎 菊池 義信、川口 一弘、小林 伸子、梅沢 好文、園田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	原 勉
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 利用者負担のあり方について (3) その他
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料 <ul style="list-style-type: none"> ・おしえて！子ども・子育て支援新制度（内閣府パンフレット） ・なるほど B O O K すくすくジャパン（内閣府パンフレット） ・平成 2 7 年度 4 月から始まる「子ども・子育て支援新制度」幼稚園・保育園等の利用案内（所沢市パンフレット） ・資料 5 <ul style="list-style-type: none"> ・資料 5 - 1 新制度における利用者負担額（保育料）について ・資料 5 - 2 保育認定（2号給付）を受けた子ども（満 3 歳以上）の利用者負担のイメージ ・資料 5 - 3 保育認定（3号給付）を受けた子ども（満 3 歳未満）の利用者負担のイメージ ・資料 5 - 4 現行の所沢市保育所保育料徴収基準額票 ・資料 5 - 5 教育標準時間認定（1号給付）を受けた子どもの利用者負担のイメージ ・資料 5 - 6 現行の所沢市私立幼稚園就園奨励費補助金基準額表（平成 2 6 年度） ・資料 6 <ul style="list-style-type: none"> ・資料 6 - 1 公立保育園の延長保育料及び一時保育料について ・資料 6 - 2 延長保育時間について ・資料 6 - 3 一時保育時間について

担 当 部 課 名	こども未来部長	仲 志津江
	こども未来部次長	本田 静香
	保 育 課	
	課 長	町田 真治
	主 幹	守谷 秀明
	主 査	後藤 欣宏、正月 誠、草薨 秀夫
		松崎 清吾
	主 任	北丸 淳子
	主 事	武市 梓
	こども支援課	
	課 長	浅見 仙隆
	主 幹	岸 克実
	副主幹	長谷川 和也
	主 任	岡崎 晋二郎
	こども未来部保育課 電話04(2998)9126	

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（傍聴希望者の入場）</p> <p>（1）子ども・子育て支援新制度について</p> <p>前回の会議では、事務局から諮問事項、現在の所沢市の保育の概要、子ども・子育て支援新制度に関する説明があった。</p> <p>本日は、はじめに、「子ども・子育て支援制度」について、委員皆様の共通理解を得たうえで、次の議題である「利用者負担のあり方について」、審議を行いたい。</p> <p>では、事務局から参考資料について説明願いたい。</p>
事務局	<p>（ 参考資料に基づき、子ども・子育て支援制度に関する説明をした。 ）</p>
会長	<p>委員の皆さんから何か質問はあるか。</p>
委員	<p>1号認定についての説明を願いたい。</p>
事務局	<p>1号認定とは、子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合の認定区分であり、主な利用施設としては、幼稚園、認定こども園での幼稚園部分になる。</p>
委員	<p>参考資料「なるほどBOOK すくすくジャパン」の14ページで、新制度での利用可能施設が記載されているが、保護者はどの施設を選択しても、同等の保育が受けられると理解してよいか。</p>
事務局	<p>市としても、同等の保育ができるよう取り組んで参りたい。</p>

<p>会長</p>	<p>先ほどの事務局からの説明、質疑応答で、「子ども・子育て支援新制度」に関しては、委員の皆様の共通理解は得られたと言うことで、次に、「利用者負担のあり方について」の議題に移りたい。</p> <p>(2) 利用者負担のあり方について</p>
<p>会長</p>	<p>議題「(2) 利用者負担のあり方について」の審議だが、具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業である小規模保育事業などを利用した場合の利用者の負担について審議することになる。</p> <p>また、公立保育園の「延長保育」及び「一時保育」の利用者負担のあり方についても、併せて審議する。</p> <p>では、事務局から資料5について説明願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料5に基づき、利用者負担のあり方について、説明をした。</p>
<p>会長</p>	<p>利用者負担のあり方について何か質問はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料5 - 2の表で、左右同じ階層区分でも表の左側の所得税額と右側の所得割課税額とで金額に違いがあるのはなぜか。</p>
<p>事務局</p>	<p>表の左側の所得税額は国税であり、推定年収に応じて課税される所得税額を示している。一方、右側の所得割課税額は地方税である住民税の計算方法によって算出された税額を示している。左右の表において同じ階層区分であれば、推定年収は同じであるが、左右の税額の計算方法が異なるため、記載されている金額が異なっている。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>新制度で利用可能な施設として、小規模保育事業があるが、小規模保育事業には事業類型としてA型やB型があり、A型とB型とでは保育士の配置割合も異なっている。新制度ではどの施設を選択しても同等の保育が受けられると説明があったが、小規模保</p>

事務局	<p>育事業ではA型とB型とで保育士の数に違いがあるのに、同等の保育が受けられると言えるのか。</p> <p>国では、施設の種類や定員規模によって保育の質に違いが出ないように考えている。小規模保育事業について、A型は保育従事者全員が保育士資格を有しており、B型は保育従事者の2分の1以上が保育士資格を有している。B型であっても保育士資格を有していない保育従事者は研修を受けることにより、保育の質は保たれる。</p>
委員	<p>保護者は、保育士資格を全員が有している施設とそうでない施設があることを認識できるのか、また、そのような違いがある中で保護者から同一の利用料をいただくことに問題はないのか。</p>
委員	<p>現在の認可保育施設であっても、公立と私立では職員の配置基準が異なっているが、私立保育園は公立保育園と同等の保育の質を確保すべく努力をしている。</p>
委員	<p>私が運営している施設は、小規模保事業のB型に移行する予定であり、全員が保育士資格を有してはいないが、保育士資格を有していない従事者であっても、有資格者以上に熱心に保育をしており、子どもたちから慕われている。A型とB型で利用料が同一であることについては、保護者に施設を見学してもらい、きちんと説明したうえで選択してもらえればよいのではないのか。</p>
会長	<p>この件について、事務局はどのように考えているか。</p>
事務局	<p>市としては、A型とB型で保育士の配置基準に差があるにせよ、保育士資格がなくても保育の質を落とさぬよう事業者が努力し、また利用者も選択することが可能であることから、利用者負担については国の考え方に準拠し、施設による差を設けないこととしたい。</p>
委員	<p>先ほど述べたとおり、現在の認可保育所においても公立と私立で職員の配置基準が異なっており、おおかた公立の方が手厚い配置となっているが、だからと言って私立の保育内容が劣っている訳ではなく、私立保育園は保育の質を落とさぬよう一生懸命努力している。あとは利用者の選択に任せるほかはないのではない</p>

事務局	<p>か。</p> <p>審議会で議論する保育料については、認可基準、いわゆる“最低基準”を満たした施設を利用する際の利用者負担を考えるものであり、最低基準を超えて職員を配置しているなど、施設が努力した部分を保育料に反映させることは難しいと思われる。特に小規模保育事業に関しては、国の会議でも0歳から2歳までの定員19人以下の小規模な施設であることから、認可保育園と同じ配置基準を求めるかについて議論があった。また、小規模保育事業の創設に当たっては、これまでの認可外保育施設、当市でいう家庭保育室がスムーズに移行ができることに配慮し、全員が保育士ではなく1/2以上が保育士のB型が設けられた。全員が保育士でないことについて指摘する方もおりますが、先ほど委員の発言にもあったように、公立保育園や民間保育園でも同様、保育士資格がなくても保育士と同様な保育をしている方もおり、また、今回、新たに市としても保育士資格がない方に対して研修の受講を義務付けるなどして保育の質を高める方策を取っている。</p> <p>なお、公定価格に関して言えば、B型の施設でも保育士資格を有している職員が全体の75%を超えると、公定価格の上乗せする制度も予定されており、将来的にはA型を目指すような仕組みとなっている。これらのことを踏まえ、制度開始当初はA型とB型では有資格者の割合は確かに異なることとなるが、これ以外については認可保育園と同じ認可基準となり、保育の質に大きな差が生じないと考えられることから、利用者負担についても同一として扱いたい。</p>
委員	<p>議題2の利用者負担のあり方については、今回、市による基本的な考え方が示されたが、概ねよろしいのではないかと。</p>
会長	<p>皆さんからは色々と問題点を挙げていただいたが、そのことをここで議論して結論を出すのは困難であるかと思われる。まずは1号、2号、3号認定の利用者負担の市の基本的な考え方については各委員とも了承していただいたようなので、次の審議内容である資料6の内容について、事務局より説明を願いたい。</p>
事務局	<p>資料6に基づき、公立保育園の延長保育料及び一時保育料について説明をした。</p>

会長 委員	事務局より説明があったが、何か質問等はあるか。 延長保育料についての質問だが、新制度では保育認定時間が8時間と11時間の2種類があり、延長保育料については8時間認定の方へ何らかの配慮がなされるとの理解でよいか。
事務局	その通りである。
委員	延長保育料等については施設の利用対価として、使用料として位置づけるとの説明であったが、これに関する経費はどこまで含まれているのか。
事務局	事業に掛かる人件費、光熱水費等を経費として考えている。
委員	延長保育料は1時間200円となっているが、どのような考えから算出されているのか。これで保育士の人件費が賄えるのか。資料6について、23年度から25年度までの延長保育の利用状況が記載されているが、各園での7時から8時までと19時から20時まで利用した人数の合計を示していただきたい。また、そこに関わった人件費を出していただきたい。
事務局	人件費等については次回お示ししたいと思うが、おそらく公立と私立では大きな違いはなく、若干公立の方が高くなるのではないかとと思われる。私立保育園での延長保育については、利用者から徴収する延長保育料のほかに別途補助金を支給しており、延長保育の事業を実施する際に掛かる経費と支給される補助金との差を利用者に負担していただくことになるとと思われる。
会長	委員の皆さんには色々と意見をいただいて、かなり内容の濃い議論ができたと思う。本日の議題内容である基本的な市の考え方については委員の皆さんには納得していただいたこととして、次回はまた次の審議に移りたいと考えるが、いかがか。
委員	異議なし。 (3) その他 次回の会議開催予定について、説明した。 第3回会議 平成26年10月17日(金)午後2時から 以上